

三木町公告第 25 号

次のとおり「令和 7 年度三木町敬老祝（喜寿・米寿）カタログギフト贈呈業務」に係る公募型プロポーザルを実施するので公告する。

令和 7 年 6 月 12 日

三木町長 伊 藤 良 春

令和 7 年度三木町敬老祝（喜寿・米寿）カタログギフト贈呈業務実施要領

1 業務概要等

（1）業務名

令和 7 年度三木町敬老祝（喜寿・米寿）カタログギフト贈呈業務

（2）業務の目的

今年度中に満 77 歳又は満 88 歳を迎える高齢者（以下「対象者」という。）の長寿を祝い、多年にわたり社会の発展に寄与されたことに感謝するため、対象者に対して敬老記念品としてカタログギフトを贈呈する。

（3）業務内容

「令和 7 年度三木町敬老祝（喜寿・米寿）カタログギフト贈呈業務仕様書」のとおりに

（4）業務期間

契約日の翌日から令和 8 年 3 月 2 日まで

2 委託費限度額

3,696 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

ただし、この金額は委託時の予定価格を示すものではなく、当該業務での限度額を示したものである。

① 満 77 歳 対象人数 約 540 人

3,000 円相当（消費税及び地方消費税の額を含まない）の祝品のカタログギフト

② 満 88 歳 対象人数 約 200 人

5,000 円相当（消費税及び地方消費税の額を含まない）の祝品のカタログギフト

※上記対象人数は見込み数であり、実際の対象人数は契約締結後に連絡する。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 「令和7年度三木町指名競争入札参加資格者名簿（物品の買入れ等）」（以下単に「名簿」という。）に登録されており、香川県内に本店又は契約締結権のある支店、営業所を有している者であること。

なお、名簿に未登録の者にあつては、参加申込書等の提出と併せて、令和7年度三木町指名競争入札参加資格審査申請書を提出することで参加資格を有するものとみなす。（ただし、これをもって名簿に登録するものではない。）

- (2) 本要領等の公告日から本業務の契約締結の日までの間、三木町建設工事指名停止等措置要綱（平成元年三木町要綱第3号）又は三木町物品の買入れ等に係る指名停止等措置要綱（平成元年三木町要綱第2号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）でないこと。

- (4) 次に掲げる事項に該当しないこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- ウ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。

5 日程

令和7年6月12日（木）	実施要領等の公告、参加申込書・質疑書の受付開始
令和7年6月26日（木）	参加申込書の提出期限
令和7年6月26日（木）	質疑書の提出期限
令和7年7月2日（水）	参加資格審査結果通知書の発送
令和7年7月4日（金）	質疑書に対する回答の公表
令和7年7月15日（火）	企画提案書等の提出期限
令和7年7月中下旬	企画提案書等の審査
令和7年7月下旬	プロポーザル審査結果通知書の送付
令和7年7月下旬	契約候補者と企画提案内容の調整・協議
令和7年8月上旬	契約締結

6 参加申込書等の提出

（1）参加申込書等の取得方法

参加申込書等の様式は、三木町公式ウェブサイトからダウンロードして入手すること。

（2）提出期限

令和7年6月26日（木）17時（必着）

（3）提出書類

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 誓約書兼承諾書（様式第2号）

ウ 会社概要（様式第3号）

エ 同種・類似業務実績調書（様式第4号）

※実績は直近5年以内のもの。業務内容が確認できる契約書等の写しを添付すること。

オ 参加資格審査結果通知書の送付用封筒（返送に十分な額の切手を貼付け、送付先を記載したもの）

（4）提出方法等

ア 提出部数 1部

イ 提出場所 18に記載する担当部署（三木町役場 福祉介護課）

ウ 提出方法 持参又は郵送等

※郵送等の場合は、提出期限必着とする。

※持参の場合は、平日（三木町の休日を定める条例（平成元年 3 月 28 日条例第 12 号）

第 1 条第 1 項の各号に規定される日（以下「休日」という。）を除く日）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に持参すること。

（5）その他

- ア 提出期限を過ぎて到着又は提出された参加申込書等については、受理しない。
- イ 必要な書類に不足があった場合は、受理しない。
- ウ 参加申込者が多数となった場合は、同種・類似業務実績調書（様式第 4 号）による事前審査を実施し、企画提案書の提出者を絞る場合があることに留意すること。

7 説明会

実施しない

8 質疑・回答

本要領等に関する質疑がある場合は、下記により提出すること。

- （1）提出期限 令和 7 年 6 月 26 日（木）17 時まで
- （2）提出書類 質疑書（様式第 5 号）
- （3）提出方法 電子メール
- （4）提出先 18 に記載するメールアドレス宛に送信し、電話等で受信を確認すること。
- （5）回答方法 質疑者名を伏せたうえで、全質疑への回答を令和 7 年 7 月 4 日（金）17 時までに三木町公式ウェブサイト公開する。
- （6）その他 質疑回答のうち、必要なものは仕様の追加又は修正とみなすこととする。
また、提出期限が過ぎたもの、指定以外の手順によるもの及び参加資格がないと認められた者の行った質疑には回答しない。

9 参加資格審査

参加申込者の参加資格を「4 参加資格」により基づき審査し、参加資格審査結果通知書（様式第 6 号）を令和 7 年 7 月 2 日（水）に発送する。この場合において、参加資格が満たないと判断されたものは、書面を受理した日の翌日から 5 日（休日は含まない。）以内に、本町に対し説明を書面にて求めることができる。これに対し、本町は文書で回答するものとする。また、参加申込者が 1 者である場合も、本プロポーザルは実施するものとする。

10 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出期限

令和 7 年 7 月 15 日（火）17 時まで（必着）

(2) 提出書類

ア 企画提案書（様式第 7 号）

仕様書に掲げる業務内容を含んだ提案をまとめて提出すること。

イ 企画書（任意様式）

明瞭簡潔な企画書とし、以下の項目別に提案事項を明示すること。

（ア）カタログ内容に係る説明

カタログ見本、カタログ掲載の祝品概要（生産地、最終加工地、選定理由、
アピールポイント、重量、数量等）

（イ）祝品の申込受付、発送に係る具体的手法

転送にかかる場合は、正当受取場所まで配送する費用を計上すること

（ウ）業務実施体制調書

業務の管理責任者、業務拠点、人員の体制等

（エ）業務工程表

作業計画、作業内容、作業スケジュール等

（オ）総括責任者及び業務担当者の経験及び実績

過去 5 年以内の同種・類似業務に係るもの

（カ）個人情報の取扱い

業務における個人情報の取扱いと漏えいや盗難を防ぐための対策等

ウ 見積書（様式第 8 号）

契約は単価契約を想定しているので、見積額は 77 歳分及び 88 歳分各 1 件あたりの
単価及びその内訳（品物代、配送料、その他費用）を記載すること。

(3) 提出書類の作成要領

- ・ 副本の作成に当たって、「イ 企画書」に含まれる書類には提案者の商号又は名称、従業員名又は代表者名等を匿名とし、提案者が誰か分かるような表示は一切しないこと。
- ・ 企画提案書等の提出は、1 者 1 案とする。
- ・ 企画提案書等の作成及び提出にかかる経費は、すべて提案者の負担とする。

- ・提出書類は任意様式と明記したものを除き所定様式によるものとする。
- ・提出書類は、原則A4縦とし、片面印刷とすること。
- ・企画書は20ページ以内にまとめるものとする。なお、A3折り込みを入れる場合は、2ページ扱いとする。
- ・提出書類は、ア～ウの順番に左側を綴じ、インデックスを付すなど提出書類の区切りを明らかにすること。
- ・文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上とする。
- ・使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- ・写真、イラストの使用及びカラー印刷は可とする。
- ・略語や専門用語には注釈をつけるなど、分かり易くすること。

(4) 提出方法等

ア 提出部数 正本1部：「ア 企画提案書」、「イ 企画書」、「ウ 見積書」
副本6部：「イ 企画書」

イ 提出場所 18に記載する担当部署（三木町役場 福祉介護課）

ウ 提出方法 持参又は郵送等

※郵送等の場合は、提出期限に必着とする。

※持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時までの間に持参すること。

(5) その他

ア 提出期限を過ぎて到着又は提出された企画提案書等については、受理しない。

イ 必要な書類に不足があった場合は、受理しない。

11 選定委員会

企画提案書等の審査は、本町職員で組織する令和7年度三木町敬老祝（喜寿・米寿）カタログギフト贈呈業務選定委員会において、選定委員が提案についての評価を行う。また、選定委員会は非公開とする。

(1) 開催時期

令和7年7月中下旬

(2) 審査形式

書面審査による選定とする。

12 審査方法

審査項目	評価基準	配点
業務の基本方針	業務の内容及び目的を十分に理解しているか。	10
企画提案内容	提案内容や作成資料が具体的に的確なものとなっているか。また提案内容は無理のない、実現可能な内容であるか。	10
	商品の品揃えは充実しているか。また本町の魅力ある産品（製造又は最終加工地が三木町内のもの）を多く取りそろえた提案となっているか。	20
	カタログ内容及び申込用ハガキは高齢者が見やすいものとなっているか。	15
実施体制	円滑な業務遂行が可能なスケジュールとなっているか。	10
	業務を遂行できる体制（組織や人員）となっているか。また、業務における個人情報等の取扱いについて十分考慮されているか。	10
	同種及び類似業務の豊富な履行実績があるか。	10
見積金額	提案内容に見合った金額か。	15
合計		100

13 契約候補者の選定

- (1) 提出された企画提案書等を各選定委員が審査し、総合得点が最も高い提案者を契約候補者、次順位の提案者を次順位候補者として選定し、契約候補者との契約締結に向けた手続きを行う。総合得点が最も高い者が複数あった場合は、見積金額が最も安価な者に決定する。
- (2) 契約候補者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定する。
- (3) 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位候補者を新たに契約候補者として手続きを行うものとする。契約候補者が契約の相手方として決定される前に「4 参加資格」を満たさなくなった場合も同様とする。
- (4) 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

- (5) 上記に関わらず、審査の結果により、どの提案者とも契約の締結を行わないことがあることに留意すること。

14 審査結果

本町は、令和7年7月下旬に、審査結果を提案者全員に対してプロポーザル審査結果通知書（様式第9号）により通知するとともに、三木町公式ウェブサイトで公表する。この場合において、不採用と判断された者は、書面を受理した日の翌日から5日（休日は含まない。）以内に、本町に対し説明を書面にて求めることができる。これに対し、本町は文書で回答するものとする。

15 提出書類の取り扱い

- (1) 参加申込書、企画提案書その他提出された書類は返却しない。
- (2) 提出書類の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。
- (4) 提出書類の内容に、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。

16 情報公開

- (1) 参加者数、契約候補者及び次順位候補者の名称、評価点数、見積金額について、プロポーザル審査結果通知書（様式第9号）及び三木町公式ウェブサイトにて公表するものとする。
- (2) 本プロポーザルの実施要領、実施結果等については、三木町公式ウェブサイト等を活用し、情報提供するものとする。ただし、不採用とした参加者の地位に配慮し、参加者名と評価点の関係は明らかにしない。

17 その他

- (1) 契約等について

ア 選定委員会で決定した契約候補者に対し、所定の手続きを経た上で、再度見積りを徴し、当該業務を随意契約により契約締結する。

なお、企画提案書で提出された見積金額を超える金額での契約は締結しない。

イ 仕様の確定

本町は、受託者の企画提案書等に記載された全ての内容を承認するものではなく、本町と受託者との協議により、企画書の項目変更、追加又は削除を行った上で、本契約の仕様に反映させることができるものとする。

ウ 契約の締結にあたって、業務委託契約書は本町が作成する。

エ 業務を進めるにあたり、選定された企画書を極力尊重するが、その内容に限定されることなく、受託者と協議の上で変更することができるものとする。

(2) 留意事項

ア プロポーザルの中止

本プロポーダルについて、緊急等やむを得ない理由等により、実施することができないと認められる場合は、本プロポーダルを停止、中止又は取り消すことがある。この場合において本プロポーダルに要した費用を三木町に請求することはできない。

イ 参加辞退

参加申込書又は企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により 18 に記載する担当部署へ辞退届（任意様式）を提出すること。

ウ 業務上の留意点

契約締結後であっても、「4 参加資格」に違反等があった場合は、委託契約の一部又は全部を解除して委託料を支払わないこととし、既に委託料を支払っている場合は、その一部又は全部を返還させ、又は、損害賠償を求めることがあるので、十分留意すること。

エ 委託料の支払い方法

業務完了後に検査を実施し、内容が契約上の要件を満たしていることを確認した上で支払うこととする。また、業務開始前の準備に要する費用は、受託者の負担とする。

(3) 失格要件

参加申込者や提案者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とするとともに、別途、入札に準じて指名停止等の措置を講じる場合があるので十分留意すること。

ア 参加資格要件を満たさない場合

イ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合

- ウ 他の提案者と応募提案の内容等について相談を行った場合
- エ 契約候補者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- オ 提出された見積書の金額が委託費限度額を超過している場合
- カ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ク 仕様書の5（1）イ及びウに掲げる要件を満たさない場合

18 担当部署

〒761-0692

香川県木田郡三木町大字氷上 310 番地

三木町役場 福祉介護課 担当：岩嶋、村尾

TEL：087-891-3304 （内線 1212）

FAX：087-898-1994

メールアドレス：proposal01@town.miki.lg.jp

令和7年度三木町敬老祝（喜寿・米寿）カタログギフト贈呈業務仕様書

1. 業務名

令和7年度三木町敬老祝（喜寿・米寿）カタログギフト贈呈業務

2. 業務の目的

今年度中に満77歳又は満88歳を迎える高齢者（以下「対象者」という。）の長寿を祝い、多年にわたり社会の発展に寄与されたことに感謝するため、対象者に対して敬老祝品としてカタログギフトを贈呈する。

3. 業務期間

契約日の翌日から令和8年3月2日まで

4. カタログギフトの数量

77歳分 540部、88歳分 200部

※あくまで予定数量であるため、確定したものではない。

5. 業務の内容

(1) カタログギフトの内容等

ア 77歳分は3,000円相当、88歳分は5,000円相当（いずれも消費税及び地方消費税は含まない）の商品であること。

イ 地域経済の活性化に繋がるよう、香川県産品（香川県内で製造又は加工の最終段階が行われたもの）のみの商品で構成されていることとし、三木町産の商品（三木町内で製造又は加工の最終段階が行われたもの）を5品目以上含めること。

ウ 食品を5品目以上、食品以外の商品も含め全体で10品目以上とし、高齢者の多様なニーズに対応できるような商品構成であること。

エ 高齢者が理解しやすいよう、見やすく、注文しやすいものとする。また、電話での問合せが出来るよう、問合せ先電話番号が確認しやすい場所に記載されていること。（下記の申込用はがきに記載する場合にはこの限りではない）。

(2) カタログ及び申込用はがき（以下「カタログ等」という。）の作成等

ア 委託者と協議の上でカタログ等を作成し、委託者が定めた日までに対象者の人数分梱包し、調達すること。なお、カタログは必ずしも製本されたものである必要はなく、リーフレット等でも可とする。

イ カタログには、委託者が別途提供する三木町長のあいさつ文を同封すること。

ウ 委託者と協議して申込期限を定めた上で、カタログ等に高齢者が認識しやすいよう明確に記載すること。

エ 申込用はがきには対象者の連絡先電話番号と送付先住所（カタログ等配送先住

所と別の送付先を希望する場合)の記載欄を設けること。

オ 申込用はがきの記載欄を覆い隠すためのシールを同封すること。

(3) カタログ等の配送

ア カタログ等の届け先は、対象者数の確定後に委託者が対象者リスト(電子データ)を受託者に提供するので、これにより配送の手配をすること。その際、外字等のデータが含まれている場合は、手書き等で対応すること。また、入所系施設への配送は、指定された個数を配送するものとする。

イ カタログ等の配送は、原則、令和7年9月15日の敬老の日前後に配送すること。ただし、特別な事情がある場合は、委託者と受託者が別途協議する。

ウ 受託者は、カタログ等や配送に係わる問い合わせや苦情への対応を行う。なお、緊急及び重要な案件である場合には、速やかに委託者に報告し、委託者と受託者が協議の上で対応すること。

エ 住所不明、長期不在等の場合は、委託者に報告し、その指示に従うこと。またカタログ等受領対象者からの不在に関する問い合わせや、記念品の受け取りを受託者施設で希望する場合は対応すること。

オ 相手方の不在等により、配送が出来ず返戻となった場合は、再度配送を行えるよう取り計らうこととし、その経費は受託者が負担する。

(4) 商品の申込の受付、問合せ対応

ア 申込用はがきを受け付け、商品の配送対象者を取りまとめる。

イ 対象者から商品に関する問合せがあった場合には、誠意をもって対応すること。

ウ 委託者と協議した上で定めた一定期間内に、対象者から申込がなかった場合は、その対象者のリスト(電子データ)を作成し委託者へ報告すること。リストの様式は委託者と協議の上で定めることとする。

(5) 商品の調達及び配送

ア 申込用はがきにより取りまとめられた希望数量を基に、商品を調達する。

イ 商品は、配送に適した包装をすること。配送物には、三木町からの敬老祝品と分かるよう標記すること。

ウ 包装に当たり、文字の印刷及び包装等を含む内容について、事前に委託者の了承を得た上で行うこと。

エ 商品の配送は、青果等の生産時期が限られるものを除き、原則として令和8年3月2日までに行うこと。なお商品の消費期限等を考慮し、調達後は速やかに配送すること。

オ 転居等により配送が出来ない場合は、速やかに委託者に連絡し、指示を受け適切な処理を行うこと。

カ 相手方の不在等により、配送が出来ず返戻となった場合は、再度配送を行える

よう取り計らうこととし、その経費は受託者が負担する。

キ 受託者は令和 7 年 11 月上旬までに申込のなかった全ての対象者に対して、未申込である旨の催促通知を行うものとする。ただし、カタログ等を宛所不明等で再発送した場合は、催促通知を行う日の期限を委託者と協議し対応するものとする。

ク 一定期間内に申込がなく、未申込である旨の通知を行ってもなお、申込のない場合は、委託者が選定した商品を対象者に対して配送するものとする。

(6) 未達等の取扱い

三木町敬老祝金等支給条例第 2 条第 3 号の規定によりカタログ等の配送を行わなかったもの及び、宛所不明等の理由によりカタログ等が未達となったものは、請求の際に差し引くものとする。

6. 個人情報の保護

受託者は本件の遂行にあたっては、本件にかかる範囲でのみ個人情報を取り扱うことが可能であり、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守すること。

7. その他特記事項

- (1) 受託者は、作業の方法や順序及び作業の実施に必要な事項について、常に委託者と緊密に連絡を取り合い、その指示に従いながら本件の目的を達成しなければならない。
- (2) 受託者は、委託者からの求めに応じて、専門的な助言等の支援を行うこと。
- (3) 受託者は、本件の履行にあたって、作業に支障を来たすことのないよう、人員体制等、万全な推進体制を整えること。
- (4) 受託者は、実施予定及び実施状況について、定期的に委託者に報告するとともに、委託者から求められた時には速やかに報告すること。
- (5) 受託者は、本件の履行にあたり、関係する法令を遵守すること。
- (6) 商品に欠損等の不良が確認された場合、受託者は自らの負担により速やかにこれを回収し、かつ代替品を納入すること。ただし、その不良が明らかに受託者の責めに因らないものと判断できる場合は、この限りではない。
- (7) 受託者は、本件の実施期間中はもとより、本件完了後においても、本件の実施に関して知り得た情報について、その秘密を守らなければならないとともに、本件に従事する者に対して、守秘義務を遵守させるための必要な措置を講じるものとする。
- (8) 受託者は、あらかじめ委託者に対して書面による承認を受けた場合を除いて、本件に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならないものとする。
- (9) 受託者は、あらかじめ委託者に対して書面による承認を受けた場合を除いて、本

件を第三者に再委託してはならないものとする。

- (10) 本仕様書について定めのない事項等が生じた場合、又は本件履行上、基本事項の変更の必要が認められた場合には、委託者と受託者間で双方協議の上、定めるものとする。

様式第 1 号

令和 年 月 日

三木町長 伊藤 良春 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

担当者氏名

電話番号

FAX番号

E-mail

参 加 申 込 書

プロポーザルについて、下記のとおり参加申込みます。なお、実施要領を理解し、同要領に定められた参加資格を満たしており、また提出書類の記載事項及び添付書類について事実と相違ありません。

記

- 1 業務名 令和 7 年度三木町敬老祝（喜寿・米寿）カタログギフト贈呈業務
- 2 添付書類
 - ・ 誓約書兼承諾書（様式第 2 号）
 - ・ 会社概要（様式第 3 号）
 - ・ 同種・類似業務実績調書（様式第 4 号）

令和 年 月 日

三木町長 伊藤 良春 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

誓 約 書 兼 承 諾 書

記

当者は、下記の事項について誓約します。

下記に反する場合は、契約の解除等、町が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

また、契約解除によって生じた損害の賠償請求も行いません。

なお、必要な場合には、警察等関係機関に照会することについて承諾します。

記

- 1 当者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しません。
- 2 当者又は当者の役員及び使用人は、次のいずれにも該当するものではありません。
 - （1） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （2） 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （3） 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - （4） 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - （5） 暴力団員によりその事業活動を実質的に関与を受けている者
 - （6） 当者若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団 又は暴力団員を利用するなどしている者
 - （7） 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団 の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - （8） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - （9） 暴力団員と密接な交友関係を有する者
 - （10） 総会屋その他反社会的勢力に属する者

様式第 3 号

会 社 概 要

本業務に係る参加申込者の本社情報について以下に記載すること。

1 商号又は名称
2 所在地 〒 TEL FAX
3 代表者職氏名 役職 氏名
4 本社設立年月日 年 月 日 設立
5 事業内容
6 資本金 万円

様式第 4 号

同種・類似業務実績調書

本業務に類似すると思われる業務の実績を記載すること。

（実績を証する契約書等の写しを添付すること。）

様式第 5 号

質 疑 書

令和 年 月 日

三木町長 伊藤 良春 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

業務名 令和 7 年度三木町敬老祝（喜寿・米寿）カタログギフト贈呈業務

番号	仕様書 番号等	質 疑 事 項

◎ 質疑は、以下のとおり受付けます。

- 提出先 三木町役場 福祉介護課 福祉長寿係（担当：岩嶋、村尾）
電話番号 : 087-891-3304（ダイヤルイン）
内線 : 1212
E-Mail : proposal01@town.miki.lg.jp
- 提出期限 令和 7 年 6 月 26 日（木） 午後 5 時 00 分
- 回答予定 令和 7 年 7 月 4 日（金） 午後 5 時 00 分

様式第 7 号

令和 年 月 日

三木町長 伊藤 良春 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

企 画 提 案 書

下記業務に係るプロポーザルの企画提案書を提出します。

記

1 業務名

令和 7 年度三木町敬老祝（喜寿・米寿）カタログギフト贈呈業務

2 添付書類

① 企画書（任意様式）

ア カタログ内容に係る説明

イ 祝品の申込受付、発送に係る具体的手法

ウ 業務実施体制調書

エ 業務工程表

オ 総括責任者及び業務担当者の経験及び実績

カ 個人情報の取扱い

② 見積書（様式第 8 号）

見 積 書

令和 年 月 日

三木町長 伊藤 良春 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

三木町物品購入等契約規則及び仕様書、図書、その他見積条項を承知の上、次のとおり見積ります。

記

	摘 要	金 額	備 考
品名	令和 7 年度三木町敬老祝（喜寿・米寿）カタログギフト贈呈業務		
	① 77 歳分カタログギフト		(3,000 円相当)
	消費税		
	合 計		
	(税抜内訳) 祝品代		
	配送料		
	その他経費 ()		
	② 88 歳分カタログギフト		(5,000 円相当)
	消費税		
	合 計		
	(税抜内訳) 祝品代		
	配送料		
	その他経費 ()		